



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 190 ●

成年後見制度について

◆ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方が経済的な不利益を受けないようにしたり、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。成年後見人は、本人の預貯金などを適切に管理する「財産管理」と、介護・福祉サービス利用の手続きなどを行う「身上監護」を本人に代わって行います。

成年後見制度は「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

■ 任意後見制度・・・将来の不安に備えたい方

判断能力が十分にある方が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人(任意後見人)と、サポートしてもらう内容を決めておく制度です。任意後見制度を利用するには、公証役場で公正証書による契約が必要になります。

■ 法定後見制度・・・今すぐにでも支援が必要な方

判断能力が不十分な方に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されています。法定後見制度を利用するには、家庭裁判所への申し立て手続きが必要になります。申し立てに必要な書類と鑑定料で6万円から12万円程度の費用がかかります。申し立てをした日から4カ月以内に家庭裁判所が後見人と支援内容を決定します。

| 区 分 | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|-----------|-------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 対象者 | 日常生活で判断能力がほとんどない人 | 日常生活で判断能力が著しく不十分な人 | 日常生活で判断能力が不十分な人 |
| 支援者 | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| 支援者ができること | すべての法律行為を行えます | 基本的に法律上に定められた重要な行為の同意権が付与されます | 申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める法律行為を行えます |

◆ その他の支援事業

■ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

高齢者や障がい者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理などの日常生活に必要なことについて、1人で判断することが難しくなった場合、安心して日常生活が送れるように社会福祉協議会がお手伝いします。本人との契約に基づき、必要な福祉サービスについて考えたり、日常の金銭管理のお手伝い、書類などの保管を行います。

【成年後見制度のお問い合わせ】 本庁 地域包括支援センター ☎43-2240
黒潮町社会福祉協議会 ☎43-2835

令和3年度の介護保険料に納め忘れはありませんか？ 納期限内にお納めください。

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116